

管理協定制度

(1) 制度概要

特別緑地保全地区等において、土地所有者と地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）とが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の管理負担を軽減することが可能となる。【都市緑地法第 24 条】【首都圏 8 条】【近畿圏 9 条】

(2) 締結状況

表 （締結一覧）管理協定

都道府県	都市名	地区名及び地区数	面積 (ha)	締結 主体	協定 者数	締結 年月日
千葉県	松戸市	栗山特別緑地保全地区	0.80	松戸市	6	H21. 9. 24
		栗山特別緑地保全地区	0.26	松戸市	3	H22. 5. 27
		栗山特別緑地保全地区	0.15	松戸市	2	H23. 3. 18
		栗山特別緑地保全地区	0.05	松戸市	1	R2. 9. 18
		矢切特別緑地保全地区	0.38	松戸市	11	H23. 11. 17 等 5 契約
		矢切特別緑地保全地区	0.12	松戸市	1	R3. 3. 24
合計		2	1.77			

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在